

## 令和5年9月定例会 代表質問 川田裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

### 「過去10年の緊縮財政の検証について」

○川田 裕 無所属の会を代表いたしまして、川田裕、代表質問を行います。

質問のほうを端的に行ってまいりたいと思います。

まず、通告をしております1番、香芝市の過去10年の緊縮財政への見解、これを求めたいと思います。

これは、引き続き、いつもやっておりますが、失われた10年、この中においてかなりの事務の停滞や計画をしなければならないことが計画されていなかった等々、多くの市民の不利益があったと考えております。

そこで、お聞きします。

香芝市における過去10年の緊縮財政への検証は重要であります。財政構造に直結する地方債残高及び公債費の内容について確認を行うものであります。質問の論点は、毎年の償還金において香芝市財政の規模に対する割合、将来の地方債発行に対する意思決定に重要な検証材料と言えるものであります。そこで、資料請求により令和4年度以降の地方債残高及び地方債償還金の表及びグラフを作成し、皆様に配付をさせていただいております。その資料1から言えることは、仮に今後新規発行額を算入させない算出の場合、既存の地方債残高の償還状況が確認できます。結論からいえば、公債費の支出を激減していくことが確認できる資料でもあると思っております。また、過去10年間の事業取組関係の確認で主なものを抽出しておきましたが、特に大きな事業もなく、意味不明な地方債発行、事業抑制が指摘できると思っております。さらに、地方債発行額から、償還の関係から見れば明らかに過剰な抑制と指摘することができ、その影響から本来の事業の計画等も放置され、事業に関する国庫補助金等の歳入も少ないわけがあります。そこで、配付しました参考資料からの財政の考え方及び緊縮財政への検証の香芝市の見解を求めます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○財務局長（財政課長事務取扱） 失礼します。前回の議会にて市長から緊縮財政の誤りについて答弁がございましたが、公債費の縮減部分を新たな投資に回すということなく起債発行の著しい抑制を続けたことが事業の積み残しにつながったものと考えております。

以上です。

○川田 裕 ご答弁ありがとうございます。端的に申し上げれば、やっておかなければいけない事業がほとんど生まれなかったと、こういう解釈でよろしいですね。

○財務局長（財政課長事務取扱） 議員お見込みのとおりでございます。

○川田 裕 この今回お配りしました表、これは何が言いたいかと申し上げますと、新しい新規発行の起債を算入しないという場合に仮定してのシミュレーションであります。今現在二百七十何億円の市債残高があるわけですが、今後こういった形でその債務が減少していくと、それを表したものであります。この減少幅をなぜ知らなければいけないかっていうと、今後新規に発行する市債、市債発行に関してはやっぱり限度額を必ず知るということで、無謀な身の丈を超えた新規の発行をしていきますとまたその借金返済、公債費に非常に苦しまなければならない、こういった未来が見えてくるわけでありまして。

そこで、2番目の質問を聞いていきたいんですが、この今後の香芝市の財政の基本的な考え方を示す将来の地方債の発行額のシミュレーション、これは現在この減っていく、表は表しているわけですが、香芝市としまして過去10年におけるこの根拠なき、根拠なき事業をやらなかったとか、これ、これだけ減ってくる、これ、令和4年度以降からしか作ってませんが、もうちょっと遡っていけばこの波がもう少しずっとこう来てるわけですよね。だから、その減った分の起債を発行して新たな事業に取り組めたはずなんですよ、間違いなく。それを計算に算入させたとしても、若干の緩やかさは、若干変わりますけれども、ほとんど悪影響がないというようなこの結果がシミュレーションから出てるわけですね。ということは、何を言いたいかという、あまりにも意味のない意味不明な抑制が、そして根拠のない抑制が行われていたのではないかとこの疑義が大きくあるわけです。その点につきましても、今後地方債の発行に関する限度額の検証、こちらにつきましても、今後の見解を求めたいと思います。

○財務局長（財政課長事務取扱） 失礼します。シミュレーションと併せまして、これまでの反省すべき点を踏まえた上でその停滞している事業の解消に努めていかなければならないというふうと考えております。

○川田 裕 いや、聞いていますが、だからこれ、今ご指摘をさせていただいたことからいきましたら、過去10年間においてもっと多くの事業に取り組めたと、こういう解釈でよろしいんですね。

○財務局長（財政課長事務取扱） おっしゃるとおりでございます。

○川田 裕 ありがとうございます。市の公式見解として受け止めておきます。

それと、次は、今日は質問が多いので端的に参りたいと思いますが、3番目の緊縮財政による市民サービスの適正性についてお聞きしたいと思います。

これ、今ご答弁がございましたけども、もっと多くの事業が、これ、取り組めていたんだと、起債の減少から考えた新規発行額から考えてね、取り組めていたんだという今ご見解をいただいたわけですが、これ、様々な緊縮財政にこの今任期、議会が始まってからご指摘もさせていただいているわけですが、その主因の一つとして極度な緊縮財政を行わなければならない根拠というのは全然今まで見当たっていないわけですね。今ご見解でも過去にもっと事業に取り組めたはずだという公式の見解もなされたということでもあります。そこからいきますと、いわゆる世代間公平感、租税っていうのは何のためにじゃあ行ってるのかということですね、いろんな原則がありますが、応益的な原則もあれば公平性の原則も当然あるわけでありまして。これ、本来やらなければいけないことをただ根拠なくして将来に送っていた、いわゆる本当にキャップをかぶせて、例えば例を挙げれば、2階の土木部さんでいきましたら、年間のキャップが決まった予算枠があると、何か新規事業をやらなければいけない、しかしその新規事業もその中でやれと、こういうふうな形であったのが過去の答弁でも明らかになってますよね。こんな論理はそもそも不合理的なものであるのは明らかであります、そのようなことが行われていたのも事実であります。

そこで、お聞きします。

住民っていうのは、税金を納税する義務から納税してるわけですから、それに対する住民サービスを受ける権利があるわけですね、何でもかんでもっていうわけにはいきませんが、その財源の調達のために租税を行ってるということでもありますので、その間何も事業もやらない、例えば議案の中でも出てまいります、近隣公園を設置して、税金で賄ってそれを造って、その何の対価もないグラウンドを有料公園として二重取りもしていたということも発覚してますよね。むちゃくちゃですよ。こういったことから含めて一般住民と租税論の関係性、そのこの検証を端的にまとめた見解を示していただきたいと思います。

○副市長 過去、平成10年ぐらいには普通建設費事業が100億円を超えていたというような時代背景もございました。そういったことも踏まえ、租税論から申しますと、本市の市民サービスにつきましては少し行き過ぎた事業の抑制によりまして世代間の公平性には少し欠けていた部分があったのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○川田 裕 今のご答弁からいきましたら、じゃあ世代間の不公平感が香芝市ではあったと、こういうことでよろしいですね、あるかなかったでお答えいただきたいと思います。

○副市長 あったというふうには考えてございます。

以上でございます。

○川田 裕 今の答弁を受けて、市長からその見解について総括をお願いしたいと思います。

○市長 租税論、今手元に資料はないんですが、基本的に私の知ってる限りでいえばやはり所得の再分配、これは非常に大きなものだと思います。今副市長がお話しさせていただいたみたいに世代間による不公平感がどこかにはいろいろあると、それはしっかり検証していかなければならないと思います。例えば議会でご指摘いただいている土木費であったりとか、あとは図書館においての1人1,000円のキャップ、1,000円のキャップっていうのも私も全然勉強不足で分からないままっていうのもありました。本当にそれは申し訳ないと思っております。これからはしっかりとその部分、いろんな検証をされてる部分、さらには議会からご指摘されてる部分も検証してしっかりと再分配ができるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○川田 裕 重要なことでありますので、それは市民への周知も併せてお願いをしておきます。

#### 「生活保護申請に係る事情聴取のプライバシー保護について」

○川田 裕 では、次の質問に参ります。

2番、生活保護申請に係る事情聴取のプライバシー保護についてお聞きいたします。

この質問については、10年以上前にも質問した記憶があるわけですが、改めてプライバシー保護についてたずねるものであります。特に多くの個人情報の確認が必要とされる生活保護申請に係る事情聴取のプライバシー保護を例としまして香芝市のプライバシー保護についての考え方、その方針についての見解を聞きたいわけですが、申請上では本人さんのみならずその関係者、家族、そのいろんな情報というのが、これ、ふくそうしてるわけですよ。そういった中において、例えば同席者がいたということになれば、正当な理由のある同席者であればいいんですがそうではない同席者がいた場合、そのご本人さんの確認がもちろんあったとしてもそれ以外の情報を知り得らしてしまうという状況にあります。そこで、前回文書質問におきまして個人情報の保護に関するものを質問いたしましたが、非常に厳しいものがございまして、懲役1年以下、罰金50万円以下とかということで、そういった罰則、いわゆる罪、罪として取り扱われるということもございまして、これは非常に厳格でなければいけないと思っております。そういったものの場でやればそれは完全に行政の責任として問われると思うわけですが、そのあたりは全般的にどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○総務部長 お答えいたします。

一般的に生活保護申請に関する事情聴取等においては、議員もおっしゃいましたように、その性質上、本人の所得や資産、ケースによっては病気や障害の状況をも聴取する必要があるものと考えます。また、世帯員の所得、親族等に関することなど本人以外の第三者の情報を聴取

する場面も多分にあるものと考えます。実際には職員等の質問に答える形で本人が自分の情報や親族等の情報を発言することになるとは思われますが、事情聴取の機会を設定し、なおかつ聞き取りを実施するのは市であり職員であること、また生活保護を受けることを目的とした事情聴取である限りおよそ本人が質問にも黙秘をすることは考えにくいこと、このようなことを考え合わせますと職員による個人情報の関節漏えいに当たるおそれがあります。つまり、本人が自ら同行した第三者については、本人の個人情報が認識されることを了承していると考えられるとしても、本人以外の親族等の情報が当該第三者に明らかにされることについて親族等の同意がない限り違法の疑いがあると考えます。また、現実このような同意を取ることとは困難であると思います。

これらのことを考察いたしますと、事情聴取等の場面においては、本人以外の第三者の同席を認めることは法令等により事情聴取等への同席が認められているなどの特別な定めがない限り個人情報保護の観点から不適切であると考えます。ただし、意思の疎通やコミュニケーションに支障がある人に対する合理的配慮は必要であります。適正手続の確保のために個々人の特性に応じた意思疎通の手段を確保するような配慮を行うべきであると考えます。申請権の侵害、これは絶対にあってはならないことではありますが、同時に個人情報の保護が後退してはならないということです。

以上です。

○川田 裕 明確な答弁ありがとうございます。要するに、端的にまとめますと他の方の個人情報の漏えいっていうのもあると。例えば議会であれば、秘密会を行って、そういったおそれがある場合ですね、秘密会を行って、その後で検査をして秘密事項を特定して、そして開示するものは開示すると、このような方法を行っております。これも手法としては同じだと思いますが、こういった議会の会話でもテレビ局のように放送の途中でピーッと音を入れたりとか、そういったことは不可能なわけでありまして、やはりその上で同席を行うということは、これは法的にもプライバシー保護、申請権じゃなくて、プライバシー保護の権利からすればこれは不可能だと考えます。

そこで、お聞きします。

香芝市の方針としては今ご答弁をいただきましたその同席を、特別な場合じゃない場合限りそれは徹底してやっていかれるという、こういう解釈でよろしいですね。

○総務部長 お見込みのとおりです。

○川田 裕 ありがとうございます。これで香芝市の公式見解をお受けしたと思っております。

それで、これは担当で結構なんですけど、同席することによってそういった生活保護者の情報が、同席に限らずいろいろあると思うんですけど、そういった情報が、例えば議員でいきまし

ようか、議員が他人の生活保護の情報を他人に伝えたとかという、そういった苦情はないんですか。

○福祉部長 その点につきましてはございました。

以上でございます。

○川田 裕 あるわけですね。あるわけですね、そういうことが。分かりました。今日は質問通告してませんので、その件は改めてまた調査したいと思います。

#### 「誹謗中傷に関する事実確認について」

○川田 裕 次に参ります。

次は、3番、誹謗中傷に関する事実確認についてをお聞きいたします。

これは、弊職について、香芝の事務に関して悪質な誹謗中傷があると聞いております。その事実確認を行うものであります。

まず、1点教育委員会にお聞きしたいんですが、放課後子ども教室等に関しまして、議長がそれに対してクレームを言ったという、そういった事実なんかはあるんですか。

○教育部長 そういったクレームを言ったというような事実は一切ございません。

以上でございます。

○川田 裕 次に、福祉に聞きます。

ファミサポにつきまして、議長がそれに対してクレームを言ったというような事実があるんですか。

○福祉部長 そういった事実はございません。

以上でございます。

○川田 裕 これは、全体的な話なので、副市長にお聞きします。

大きな声の議員がいて職員がそれに対して言いなりになってるというようなことを聞いております。そのような事実はあるんですか、これは職員に対しての侮辱だと我々は思ってるんで、明確にご答弁いただけますか。

○副市長 ないものと考えてございます。

以上でございます。

○川田 裕 じゃあ、それは香芝市の公式見解として受け止めてよろしいですね。

○副市長 答弁をさせていただいたとおりでございます。

○川田 裕 はっきり言いましてここまで侮辱的に受け止められることとか書かれる筋合いもありませんので、今いろんな事業を、検討委員会とか、いろんなところで仕事のほうも増えた

と思いますが、本当に今職員さんは一生懸命頑張っていただいて、難しい案件に関してでもできたとき、報告いただいたときとか、そのうれしそうな顔を見ていますと本当に頑張っていただいと、これは感謝しているわけであります。それをこういった言いなりの議員というね、そういったことを言われる筋合いももちろんありませんので、非常に悲しみを覚えるということでもあります。特に、こういった今公式見解をいただきましたので、これについては今後材料とさせていただきますと思います。

#### 「二上駅前踏切の改修計画について」

○川田 裕 次、4番、二上踏切の改修計画につきましてお聞きします。

この二条駅前に対する踏切の危険度に対する意見が住民から非常に多くあります。これはもう10年以上前から正式な要望といたしますか、議会等でも意見させていただいたりとか、やってきたわけですが、過去10年間をちょうど調べますと、これ、何も行われていなかったということが今現在発覚をしております。そこで、市議会の今任期の、今任期ですね、今回の任期以降に改めて要望活動を行ってきたわけですが、近鉄の協議状況と香芝市の今後の計画の予定、これをまず示していただきたいと思います。

○都市創造部長 近鉄と令和5年5月15日に近鉄二条駅西側の踏切改良計画について協議いたしております。踏切道拡幅の指針より、現在は踏切道の車道拡幅についてはなかなか難しいという判断に至りました。しかしながら、歩道拡幅については、周辺の状況等を鑑み、ソフト対策による対策やハード対策による踏切除却等が困難な場合にのみ最終的に拡幅計画となることから、今年度中に調査検討業務の発注を予定しております。

以上でございます。

○川田 裕 そこで、今のご答弁に疑義が1つあるんですけど、今の駅前のその道路、あれ、市道になるんですかね、その拡幅ができないということを今おっしゃいましたね。歩道を設置するような方向の検討でいくんだということですね。これ、その基準っていうのは何によって定められてるんですか、法律から条例に委任されてるんじゃないんですか、それを確認したいと思います。

○都市創造部長 この部分につきましては、国土交通省が出されております踏切道拡幅指針によりっていう形になっておりますので、ただし今困難な状況ではありますが、今後近鉄とも協議した中で、いろんな資料を出していった中でハード対策、ソフト対策を含めて今後協議させていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 重要なところなんでもう一度確認したいんですけども、その近鉄の協議をやられるのは、当然向こうも商売をやっておられるわけだからそれは当然のことだと思います。しかし、できるかできないかということは近鉄の権限にあるところではなく、これ、条例規定じゃないんですか。それによって決められてるっていうことから考えれば、その条例の変更を行えばそういったものはできるんじゃないですか。他市の状況を調べても多くそういった、自動車が擦れ違うとか、そういった拡幅をやっておられるところはたくさんありますよ。今の答弁だったらそれができないっていうことですよ。それはあり得ないと思います。だから、その点も踏まえて今後権限はどこにあるのかっていうこと、条例改正だったら 12 月議会に条例改正を出していただいたらいいじゃないですか、そうですよ。それを駄目だということは近鉄が言うことはできないはずですよ。そこはお願いを申し上げておきたいと思います。

それと次、この近鉄の今の拡幅の問題につきまして、近鉄が運賃値上げに関して奈良県と、これ、前知事なんですけども、近鉄と、これ、公聴会を開く申入れを行われたということで、そこで香芝市からは意見なしということだったんですよ。なぜ、なぜ意見なしなんだと。これ、その踏切とか、その他多々ありますが、そういったものを含めてたくさんの今まで懸案というものがあつたはずなんです。それを後で議会から申入れを行って、奈良県さんは今からでもいいからすぐ出してほしいということでぎりぎりに間に合ったという、こういう経緯なんです。それから考えますと、近鉄の社長は、その出された要望事項に対しては責任を持ってやっていきたいと、このような回答をなされていたと聞き及んでおります。

そこで、聞きたい。

なぜそういった意見を出すチャンスがあつたにもかかわらずなぜ意見なしになったのか、そのことをお示しいただきたいと思います。

○危機管理監兼生活安全部長 近鉄と本市が行ってございました協議検討状況を関係所管に確認することなく意見なしという形で回答させていただいた次第でございます。

○川田 裕 確認なしに意見なしで出したということですね。これは、市長、なぜなんですか、普通あり得ないでしょ、そんなこと。担当レベルで、市長、聞きたいんだけど、それは市長のところに上がってきてたわけですか。

○市長 最終的に意見なしということはどうだということになってまいりました。

○川田 裕 公聴会で近鉄の社長も出席される場に出せるチャンスなんかほとんどないですよ。そういった場において、2階の部長ともたまに話しますが、いろんな懸案事項がありますよね、踏切、線路に係るところもね、それを意見なしっていうのはあり得ないんじゃないですか。そこは反省点として重々ご注意を胸に刻んでいただければと、このように思います。



## 「JR香芝駅の東側改札の設置について」

○川田 裕 では次、5番、JR香芝駅の東側改札の設置につきまして、こちらをお聞きしたいと思います。

この問題は、バリアフリーもよろしいんですが、多くの住民からなぜ東側から駅に入れないんだということ、バリアフリーが最優先されたということは、これは理解できるわけですが、それにつきましてそういった要望がたくさんあるというのも事実なんです。我々議会としても、これ、予算協議が、これ、不十分な中、はっきり言って見切り発車されたバリアフリーの事業であったと我々は考えてます。その当時は県の負担が2,000万円、香芝市の負担が2億8,000万円という、それが懸案で今まで進まなかったんですよ、過去の経緯を調べましたら。ところが、いきなりやられたと。こんな事業で、先ほど副市長の答弁にもありましたが、住民に対しての不公正な負担の在り方っていうのは、これはやっぱりできないっていうのはこの租税論から考えても当たり前のお話でありまして、それ、県と、議会からですね、直接直談判をやらせていただきました。その直談判の結果、1億5,000万円、1億5,000万円とどこの都道府県でも同じ負担割合に直していただいて財源の獲得は成功させていただいたと、こういうのが事実であります。

この東側の改札がないため不便とされてると今お伝えしましたけど、今後の香芝市の考え方をまず知りたいんですよ。香芝市としてはいろんな理屈をつけて東側改札は造らないんだという方針なのか、いやいや、この東側の改札は、やはり大きく回ってこないといけませんのでかなり不便だと思います、いや、絶対これは必要なんだという考え方なのか、まずその本論のところをまずお聞きしたいと思います。

○都市創造部長 本市と鉄道事業者との協議においては、当駅の駅舎改善や周辺整備、駅を中心とした拠点整備の充実を図ることの必要性についてお互いに認識しております。鉄道事業者に対しては、まず現在のバリアフリー化事業を適正に進めていただくことを前提として、引き続きJR香芝駅東側改札設置について鉄道事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川田 裕 じゃあ、もう一度確認しますが、香芝市としては東側の改札、あの駅に入る入り口、これは必要だとお考えなのかどうなのか、そこをまず端的にお答えください。

○都市創造部長 今ご不便をかけている点もありますんで、東側の改札は必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○川田 裕 香芝市としては東側の改札は必要である、今ご答弁いただきました。これは公式見解として受け取ってよろしいですね。

○都市創造部長 そのよう取っていただいて結構でございます。

○川田 裕 ありがとうございます。これは、ここ 10 年やそこらの話じゃなくて、かなり昔からある要望事項なんです。都市計画のものもありますから、今回言ったからってすぐにできるということでないのもよくよく理解はしております。ただし、一步踏み出さなければそれは実現はできませんし、まして JR 香芝っていうのはなぜ香芝の駅にしたのかっていうのは、香芝の中心になろうとしたわけでしょ、あの駅の名前を変えたのはね。そういったこともあって、過去の事業計画の趣旨も鑑みながら、そこはできる限りスピーディーに行っていたいただければなど、これもお願いを申し上げておきます。

これはもう結構です。

#### 「旭ヶ丘ニュータウンの歩道の老朽化について」

○川田 裕 次は、6 番、旭ヶ丘ニュータウンの歩道老朽化につきまして、これについてお聞きしたいと思います。

通告書の要旨には詳しく書いておいたんですが、旭ヶ丘ニュータウンっていうのは特定地区区画整理事業として昭和 59 年 3 月に奈良県から事業認可を受けて施工面積 78.7 ヘクタールを範囲として昭和 58 年から平成 19 年と約 24 年もの歳月を要して完成した計画戸数が 2,100 戸、居住予定人口が 7,900 人と香芝市最大のニュータウンであります。ところが、これもいろいろありまして、資金計画、減歩率を途中で引き上げられると、区画整理による減歩率ですね。これがやっぱり、売主はそれはたくさんの土地が欲しいですから、率が高ければ高いほど地主はいいんですよ。ところが、それは事業計画のお金を減らしていくということになります、その余ったやつの土地の販売とか、そういったものを行ってその事業費に充てていくっていうのが区画整理事業の本旨ですからね。それができない、それが計算が大きく間違ってしまったと、こういう事件がありました。これは、平成 16 年ぐらいに発覚したんですかね、ありました。

これ、住民に対しては土地区画整理法の規定の中に事業費の不足の場合には賦課金を求めることができるっていう、こういう区画整理法に規定があります。その規定に基づいて住民に対して、何千万円のついの住みかとして住宅を購入された方に対してですね、新たに別の事業費として 800 万円から 1,000 万円を追加で払わなければいけない、このような事件があったんですね。この記憶は、我々は覚えてますけど、皆さんはあまり知らないかもしれない。ところが、当然に全国的な問題にも発展しました。私も当時テレビに何回も出演もさせられてこの問題に

ついてコメントしたことを覚えております。それから考えて、それは我々当然住民としてはそんな不合理な話に従うわけにはいかないということで闘いました。私も住民代表としてそれは闘いました。結果として銀行が求めている債権、貸したお金ですね、これに関しても約150億円を銀行が債権を放棄してくれました。それも達成しました。そして、賦課金、新住民に係る賦課金も撤回に至り、結果的に無事に事業も再開することができて現在の形に至っていると。その後、大幅な人口流入がありまして、問題が解決したから、多くの転入者がありました。それで香芝市の人口が一気に膨れ上がっているわけですね、当時はね。そういったところもある。

ただし、事業費っていうのが潤沢にあったわけではありませんので、道路とか、道路の改修は現在市でも計画を持って施工していただけたところもあれば既にやっていたところもあるんですけど、歩道とかはやっぱり予算の不足という影響から、こういう言い方をしたら悪いですが、質の悪い材料を用いられて安価に造られてるんですよ。だから、掘ってみてめくってみないと分からないですが、基準よりも薄いものが使われてるとか、そういったこともあるかもしれません。そこによって、今現在では歩道が割れてそこから草が生えて、先日もご老人の方がそこでつまずかれて危うくけがされるとこだったとか、そういった苦情がたくさん届いております。

もともとこれは、香芝市も区画整理課というものを設けて当時取り組まれていたわけですが、その減歩率のところとかこういう工事施工に関しても、香芝市は会議にも入っているにもかかわらず、当時は我々は関係ないんだっていう態度を示そうとしてたんですよ、これ、正直言って。そんなことないだろうということで、最後は解決に至ったときには市長から、当時の市長ですね、市長からは礼をいただきましたけどもね、本当によく頑張っていたと、ありがとうございましたと礼はいただきましたけども。ただ、その後のこの雑な材料を使われてる等々も含めまして、やっぱり市としてはそれを改修いただく責任は僕は絶対にあると思っております。だって、転入者が多く、前回の質問でも示しましたが、税収が一気に伸びてるでしょ。当時30代、40代の方が一気に、一気に転入してきたわけですよ。小学校は全国3位に行くぐらいまで子供もたくさん生まれたという、すごいすばらしい効果が生まれているはずなんですよ。それから考えて、でも現在調べますとずっとそういったところも放置されたままこの約20年ぐらい来てるわけじゃないですか。もうそろそろそういったところを本格的にやっぱりやっていたかないと、税の公平性の負担性っていうことから考えてもこれは考えがまとまらない、いわゆる不合理ではないかなと、このような疑義を持っております。

そこで、お聞きします。

このあたりの今後の取組について市の方針等をお聞きさせていただきたいと思います。

○都市創造部長 現在車道については舗装の長寿命化計画がございますが、歩道については計

画は現在ございません。歩道改修計画を策定するには、歩道上の舗装の管理基準をまず設定させていただいて、その後において現況調査を行い、計画を策定するといった流れとなります。旭ヶ丘ニュータウンだけの計画ではなく市全域の計画も含めて計画策定にかかりたいというふうに考えております。今議員のご質問にもありましたように、旭ヶ丘ニュータウンの歩道については私も現地をちょっと確認に行かせていただきまして、かなりひどい状況であったというのは認識しております。

以上でございます。

**○川田 裕** 今回例には旭ヶ丘ニュータウンという、経緯がちょっと特殊なだけにここを例に挙げて言っておりますが、当然に他のニュータウンにつきましても老朽化のひどいところも知ってます。ニュータウンでなくてもそういったところも、これ、当然あるのは分かってます。それは今部長がおっしゃったように全体的な計画によってそこは進めていただきたい、このようには思っておりますが、旭ヶ丘の場合に対しては今までずっと何年も何もありませんよ、実際に。西真美ヶ丘だったら歩道は、あれ、一回やってますよね、剥がしてね、全部ね。僕は知ってますけど、それ、前、10年前ぐらい前だったかな、10年、もうちょっと前かな、他の議員さんがそういった質問をなされて、その改修も成功されておりました。だから、そういったことも知ってますけど、なぜ、なぜ放置されてるのかと、そこが疑義になって仕方ないんですよ。部長、歩いていただいたなら分かりますけど、本当にひどい状況でしょ。普通歩道の中から草が生えますか。だから、それは、現実を見てもらったんでよく分かっていただいたと思いますので、早急にそういったとこ、悪いところから取り組んでいくってことはおのずとして順位が決まってくると思いますので、そういったところを聞きたいわけですが、今後どのような計画で具体的にやっていただけるのか、それをお聞かせください。

**○都市創造部長** 新年度におきまして調査及び計画策定を目指したいと考えております。ただし、旭ヶ丘の部分については、私が歩いて確認しておりますので、そういった部分の舗装、段差が多い部分についてはもう危険というふうに判断しておりますので、随時そこは改築させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○川田 裕** じゃあ、それは来年度ぐらいにはやっていただけるという、こういう解釈でよろしいんですか。

**○都市創造部長** 全ての場所を目視したわけではございませんが、ひどい部分がありましたので、計画的に改築させていただくというふうに考えております。

以上でございます。

**○川田 裕** 分かりました。じゃあ、よろしく願います。税もかなり増えてますんでね、

旭ヶ丘、転入者が増えてから、そのことも考えていただきたいと思います。

#### 「各自治会公民館等の老朽化対策について」

○川田 裕　そして最後に、これ、7番、各自治会公民館等の老朽化対策についてということですね。これ、いろんな自治会長さんとお話しする機会もあるわけですが、やはりお悩みっていうのがこの集会所の老朽化、これについてお話をお聞きすることがかなりあります。役所にも相談も当然になされていることだと思いますからあまり深く突っ込んで話はこちらはしてないわけですが、ただ全体的な構想としましてまず確認しなければならないところがあると。その一つは、集会所っていうのが、これ、各、新しい集会所もあれば古い集会所も当然にございます。それから考えますと今耐震の問題も今非常にやっていかなければいけないということで、今防災分科会でも多岐にわたりいろんな問題を、今検証とか数値を調べたりとか、やるわけですがけれども、この集会所に関してのこういったものは今、申し訳ないですが、全く検証してなかったっていうこともありまして、そこでお聞きしたいんですが、これはどれぐらいの今I s値等、耐震性能等も当然にご存じだと思いますが、それについて危険なところだけでもよろしいですから、数値ですよ数値、危険とは言い切れませんが、数値を教えてくださいばと思います。

○市民環境部長　各自治会さんの集会所や公民館のI s値等の耐震性能の数値ということでお聞きになってますが、その耐震性能については把握はできてございません。ただ、新耐震基準、昭和56年以前に建築された公民館、集会所につきましては7施設あるということは把握しておりますので、これらはそういった意味で満たしておらないと考えてございます。

○川田 裕　昭和56年以前は新耐震基準じゃないわけですが、ということは耐震基準検査っていうのは、これ、必ず、やらなくてそのままでいいっていうことはないですよ、それをやってくださいという周知もやってると思うんですが、これ、新耐震基準は、旧の耐震基準でいけば当然にI s値等々、それを検査すればいいわけですが、それでなくても第1次検査基準でいけば経年した年数とか、その建物の構造等もちろんありますが、そういった数値等を入れていけばこれは容易にそういった耐震性能の大枠はつかめるんじゃないですか、いかがですか。

○市民環境部長　私ども市民協働のほうではそこまでの数値のほうはきっちりと把握しておりません。

○川田 裕　ちょっと答弁がおかしいんじゃないですか。今そういったことで確認をすれば分かるんじゃないですかっていうことを聞いているわけでしょ、それを把握してませんって、全く

話がかみ合っていないので、もう一度答弁をお願いします。

○市民環境部長 おっしゃるような形で確認のほうをまたさせていただきたいと思います。

○川田 裕 特にこれ、ちょっと事前に調べさせていただきまして、資料、資料っていうほどのものでもないんですけど、頂いてるわけですけど、その旧の耐震基準、これについてやっぱり早急の確認は行っていかないと、知らぬわ、そのままっていうことはないですよ。今ほかの公の施設っていうのは全部分かってるわけじゃないですか。これらも住民さんがお集まりになる場所でありますよね。一般の民間の方が建てられて商売をやられてるとか、そういった施設じゃないじゃないですか。これは早急をお願いをしておきます。

次に、集会所等の改築または耐震に関する推進の方針ですね、香芝市としての。やっぱりこれも意思決定していかなければならない一つであると考えておるんですが、改築、耐震等ほとんどんやっていかれないと、今 80 年供用年数はもつんだとかということいろいろ見出しただけ見れば書いてますが、あれ、実は例えば 10 年に一度、15 年に一度とか、例えば塗装の塗り替えを行うとか、それとか小規模、中規模程度の改修を行うとか、そういったものの基準があってこそそれだけもつって話なんですよ。何もしなくて 80 年もちます、これはあり得ないわけでありまして、だからそのあたりのものも長く延ばそうと思えばそれだけのお金もかかると、こういう認識でなければならぬと思っております。

そこで、お聞きします。

香芝市はその方針はどのようなものを今持っておられるんですか、それとも何も考えておられなかったのか、そこをお聞かせください。

○市民環境部長 おっしゃるように集会所につきましては地域のコミュニティーの場、拠点でございますので、おっしゃるように耐震補強とかも含めまして老朽化対策っていうのは推進していただくということで、香芝市のほうでもそちらを推進するような考えは持っております。

以上です。

○川田 裕 じゃあ、もう一度改めてお聞きしますが、香芝市としては、そういった耐震、建て替えも含めましてですけど、改築や改修等、こういったものを含めて推進していくという考え方であるという公式見解でよろしいですね。

○市民環境部長 議員おっしゃるとおりでございます。

○川田 裕 ありがとうございます。そういったものが今まで明確になかったのでお聞きをさせていただきました。

そしたら、最後の質問になりますが、自治会さんも財産をお持ちのところであれば多くの資金関係もあると思うんですが、新しくできたニュータウン等は会費程度の歳入しかないわけで

すよ。やっぱり資金的にも限界が当然に出てくるわけでごさいます、それは時代の変遷とか、そういったところによって制度っていうのは考え直していく必要が、これ、あるのではないかなど、このように考えております。そこで、今見ていましたら、例えばこれ、また例を出して申し訳ないですが、旭ヶ丘ニュータウンっていうのは、先ほども言いましたけど、香芝市で一番最大のニュータウンなんです。人口がそれだけ多いわけでありますから、集会所も当然に大きな規模のものが必要となってくるわけですね。当時そういった土地区画整理事業の問題において、これ、交渉、協議をした結果、私は2億円取ってきたわけですが、そのお金で建てたわけですよ、公民館を。だけど、そのときの、正確には1億8,000万円何がしだったと思いますが、そのときに市から補助をしてもらって、たしか3,000万円ぐらいだったと思うんですよ。規模の基準が入ってなくて、金額の基準と平米数だったかな、何かその上限が決められてそれで行われているので、それ以上になれば補助率っていうのが極限に減ってしまうという、こういった奇々怪々を感じたことがあるわけですね。それについて、それ、見直しもやっていかなければいけないし、今おっしゃったような改修等のそういったものも含めたもの、新しいものを、これ、造っていくと、これ、防災のときも自主防災組織を今つくっていただいて、大体がこういった集会所を利用した拠点になってるっていうことも事実じゃないですか、それをやっていく必要が、これ、当然あると思うんですが、その方向性について見解をお示しいただけますか。

**○市民環境部長** おっしゃるように、自治会さんの集会所について新築、増改築等々の補助制度は以前からございました。平成11年に現在の補助要綱ができておるんですけども、おっしゃる改修なんかにつきましては大規模の改修っていうことが対象になってございました。ですので、耐震の改修であつたりとかちよつとした修繕、こちらについては対象外になってございましたので、現在そういったものも大幅な見直し、平成11年からもうかなり年数がたつてございますので、そういったところを現在見直しをしようということで県と進めているところでございます。おっしゃるように、平成11年当時の基準でいきますとその大規模な世帯数の大きい、抱えておられるところの集会所についても基準のほうが、やっぱりそこは見合っていないところもございますので、こちらも検討材料としては考えさせていただきたいなと考えてございます。

以上です。

**○川田 裕** 見直しは絶対にやっていただかなければならない。僕もこれ、頂いた資料から、これ、読ませていただきましたけども、集会所等整備補助金交付要綱とか、その決まってる基準等、これ、読ませていただきましたが、やっぱり適合してないですよ、現在において。現在、現在においてね、適合してないと思います。今そういった集会所等のコミュニティーの場

もちろんありますが、その防災的な観点も入れて考えた場合、これはほとんど公共施設と同じじゃないですか、概念的にはね、利用してるのはそうでしょ。やっぱりそれは前から言ってますように税を使う優先順位というものが当然にあるわけですから、個人の何か補助金をあげますよとか、そういったものよりも圧倒的に、これ、上でしょ、どうなんですか、公共的なもののほうが、その辺の考え方をまず明確にお答えいただきたいんですが、いかがですか。副市長、いかがですか。

○副市長 集会所という名称ではございますけど公共的な役割が非常に高いというふうには考えてございます。

以上でございます。

○川田 裕 優先順位をお聞きしてたわけですけど、優先はじゃあ高いと、こういうことでよろしいんですか。

○副市長 高いように感じてございます。

以上でございます。

○川田 裕 優先順位をつける基準っていうのはたくさん、原則はあるわけですけども、まず公共性が強いものかどうかとかその応益率がどうか、今回総務建設委員会にも使用料の値上げということで議案が出ておりますけど、そこでも重点的にそういった話にはなってくると思うんですけど、だけどやっぱりその辺の精査っていうのを、話を今までさせていただきますと、ずぼっと抜けてたのではないかなと思います。そこはもう一回原点に戻ってやっぱりやっぴいかなければいけない。まして、今回使用料、今の質問とは関係ありませんが、雑談として聞いていただきたいんですが、市長も、これ、普通選挙1年前にこういった値上げを出すっていうのはかなり勇気のある行動であったと、このように評価しております。評価してるんですよ。評価しております。そこは、住民に対しての公平性を求めるその姿勢、これは非常にすばらしいんじゃないかなと、このように考えております。だから、こういった公のものに関しては、これ、そこで行政はこうだから関係ないんだって、だって税、その単位だけで考えたって相当な税を頂いてるわけでしょ。税というのは公共サービスを推進するための経費じゃないですか、そういうことですよ、そのために租税してるんですから。その原点をもう一度考え直した上で今後物事的意思決定、これをやっていただきたいと思いますが、最後に市長、そのあたりに対しての見解をお求めします。

○市長 今議員おっしゃるとおり、しっかりとその税の公平性ということ、そして公共的なものが何に対してお金を使っていかなければならないということ、それはしっかりと判断し、そして不公平感ができるだけ少ないような税であり市政を目指していきたいと思います。ご意見ありがとうございました。



○川田 裕 ありがとうございます。それも香芝市の公式の見解として受け止めさせていただきます。

では、本日はもうこれで代表質問を終わります。

以上、ありがとうございました。